

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年10月19日認可した。

平成23年11月4日

香川県知事 浜田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|----------------------------|
| 丸亀市飯山町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下川原地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西郡地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一里塚地区 |
| 大窪池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）日吉用水地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西尾地区 |